

大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱及び 大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱改正のポイント

【改正の内容】

○大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱

（第3条）養成研修等

- ・第3条第1項について、現行の「確保するための研修」を「養成研修」から「養成研修及び現場実習」に置き換える。
- ・第3条第2項について、削除する。
- ・第3条第3項に一定期間活動しなかった者に対する現任実習の実施を追加する。

（第4条）研修対象者

- ・第4条第2号について、現行の「通介者として活動する意思がある者」を「通介者として活動することを誓約する者」に置き換える。

○大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱

（第4条）通訳・介助者の登録

- ・第2項第1号及び第3項の大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱の項を修正する。
- ・第6項に、一定期間活動しなかった者の取り扱いを追加し、第7項、第8項の項名を修正する。

【改正理由】

大阪府盲ろう者通訳・介助者として登録後一定期間活動実績の無い者が多数存在している。

加えて、過去、盲ろう者通訳・介助者の違反行為により登録を抹消した事例も発生している。

こうした状況について、令和2年度の大阪府障がい者施策推進協議会意思疎通支援部会盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループにおいて、委員より研修内容の見直し及び研修対象者の精査について意見を頂戴したところである。

大阪府盲ろう者通訳・介助者の質の向上を目的とし、安全・安心な通訳・介助活動が行えるように要綱改正を行う。